

第1章 計画が目指す将来像

1. 計画の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行にともない、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化等子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付ける等次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けており、市でも平成 17 年 3 月に「へきなん次世代ハートプラン」を策定し、平成 21 年度までの前期計画期間、26 年度までの後期計画期間を通して、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子育ての孤立感や負担感を感じている保護者が増加していること、都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていること等を背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、今ある施設・事業を最大限活用し、不足するニーズに対応すべく体制を整え、子ども・子育てを支援する必要があります。

「へきなん次世代ハートプラン」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育てに関する支援を継続的に取り組む計画として、「碧南市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法は、“保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進”することを趣旨として成立したものです。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

3. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。



4. 計画が目指す将来像

次代を担う子どもたちが、健康に・健全に成長できる環境を整えることが求められています。子育ての基本を家庭としつつ、親の就労等の社会参加を支援していくため、安心して子どもを預けることができる支援体制を構築します。

本計画では、このような基本的な考え方から以下のとおりに基本理念を設定し、子ども・子育て支援に関わる計画を推進します。

本計画の基本理念



子どもたちに安心・安全を約束できるまち へきなん



基本理念実現に向けた政策の方向性

保育園・幼稚園を中心とした安心・安全な子どもの保育・教育環境の構築
保護者のライフスタイルに応じた選択しやすい子育て支援施策の提供
保護者が子育ての責任を果たしつつ、社会参加が可能な環境整備と意識醸成

5. 計画期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から5年間を計画期間とし、平成31年度（2019年度）を目標年度として定めます。